

# 議 事 録

第 17 期名護市農業委員会  
第 35 回 総 会

令和 5 年 7 月 28 日 (金)

名護市農業委員会 第35回総会

開催日時 令和5年7月28日(金) 午前10時00分～午前10時50分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	◎	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	◎
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 勲	○	15番	宮里 強	○
16番	山城 秀樹	○	17番	呉屋 信竹	○	18番	伊波 興助	欠
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第205号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 第206号 農地転用事業計画変更承認申請について
  - 第207号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第208号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第209号 農用地利用集積計画の意見決定について
  - 第210号 非農地証明願について
  - 報告 農地法第4条許可申請の取消し願いについて
  - 報告 農用地利用促進計画案に関する意見について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 5 番、9 番の委員を指名致します。よろしく申し上げます。また、書記には事務局職員を指名いたします。

では、これより「第 35 回名護市農業委員会総会」を始めます。

議案第 205 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

(議案第 205 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 議案第 205 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明させていただきます。

今月 8 件の申請となります。

整理番号 1 番 川上、親川の計 2 筆、面積計 1,045 m<sup>2</sup>。従事者 2 名、従事日数 150 日。規模拡大のための 3 条有償移転。予定作物サトウキビ・水稻となっております。

整理番号 2 番 古我知 1 筆、面積 2,006 m<sup>2</sup>。従事者 1 名、従事日数 162 日。規模拡大のための 3 条有償移転。予定作物アップルバナナとなっております。譲受人は市外在住ですが通勤にて従事する予定です。

整理番号 3 番 古我知 1 筆、面積 510 m<sup>2</sup>。従事者 1 名、従事日数 150 日。新規就農のための 3 条無償移転。予定作物パインとなっております。

整理番号 4 番 屋部 1 筆、面積 1,650 m<sup>2</sup>。従事者 1 名、従事日数 200 日。新規就農のための 3 条使用貸借。予定作物はミカンとなっております。

整理番号 5 番 我部 4 筆、面積計 7,393 m<sup>2</sup>。従事者 2 名、従事日数 200 日。規模拡大のための 3 条有償移転。予定作物は牧草となっております。

整理番号 6 番 饒平名 1 筆、面積 54 m<sup>2</sup>。従事者 1 名、従事日数 200 日。規模拡大のための 3 条有償移転。予定作物サトウキビとなっております。

こちらの農地は後程説明がございますが、譲受人が取得する農地と利用権整理番号 9 番の農地は隣接する農地になっており、利用権の農地との一体利用となります。

事務局 整理番号 7 番 天仁屋の 2 筆、面積計 7.713 m<sup>2</sup>。営農型太陽光発電パネル上部の地上権の申請となっております。支柱部分の転用につきましては後程農地法第 5 条申請説明時に説明させていただきます。

整理番号 8 番 大北の 1 筆、面積 314 m<sup>2</sup>。従事者 3 名、従事日数 250 日。規模拡大のための 3 条無償移転。予定作物はサトウキビとなっております。こちらは持ち分の移転となっております。

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請については以上となります。

議長 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

委員 すみません、7 番の地上権設定の部分をもう少し詳しく説明をお願いします。

事務局 地上権設定とは、農地法第 3 条に基づく権利で、農地上部のパネル部分を賃借にて利用する権利となっております。

委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 よろしいでしょうか？他に異議、質疑はございませんか？

委員 なし

議長 異議なしでありますので議案 205 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 1 番から 8 番について可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第 206 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 206 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 206 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について今月 12 件申請がございます。

事務局 整理番号 1 番 許田の 1 筆 379 m<sup>2</sup>。当初の計画では~~カ~~建設予定でしたが、担当者の体調悪化などあり、民泊業への事業計画変更申請となります。農地区分は第 2 種農地で一団の農地が 0.1ha となっております。

整理番号 2 番 許田の 1 筆 659 m<sup>2</sup>。こちらは整理番号 1 番と一体利用となり同時申請となっております。

整理番号 3 番～12 番につきましては、農地法第 4 条・5 条と同時申請となっているため、のちほど併せてご説明させていただきます。以上です。

議長 よろしいでしょうか？異議、質疑はございませんか。

委員 なし

議長 異議なしでありますので只今事務局より説明のありました、整理番号 1 番 2 番許田 2 筆の農地転用許可後の事業計画変更承認申請について可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

議長 次の議題へ移ります。事務局より議案第 207 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明をお願いします。

**(議案第 207 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)**

事務局 議案第 207 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明させていただきます。

今月 1 件の申請となります。

伊差川の 1 筆、263 m<sup>2</sup>。当初計画では事務所兼資材置場での申請でしたが、今回の申請は資材置場のみでの事業計画変更申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地は 9.4ha となっております。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について以上となります。

議長 議案第 207 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について異議、質疑はありませんか？

委員 なし

議長 異議なしでありますので議案第 207 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第 208 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 208 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 208 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、今月 10 件の申請となります。

整理番号 1 番 為又 4 筆、面積計 165.24 m<sup>2</sup>。一般個人住宅での所有権移転の申請となっております。こちらは元々一般個人住宅での申請で、新たな譲受人へ引き継いでの申請となっております。内面積の記載がありますが残りの面積につきましては、他の方へ売却予定です。農地区分は第 2 種農地、一団の農地が 0.8ha となっております。

整理番号 2 番 伊差川の 1 筆、面積 171 m<sup>2</sup>。転用目的は資材置場・駐車場。所有権移転の申請となっております。こちらは先ほど農地法第 4 条で説明させて頂いた資材置場の隣接地となります。当初、譲渡人が 2 筆同時に資材置場兼事務所としての申請でしたが、一部を譲受人へ所有権移転申請となります。農地区分は第 2 種農地、一団の農地が 9.4ha となっております。

整理番号 3 番 久志の 1 筆、面積 589 m<sup>2</sup>。転用目的が貸資材置場。所有権移転での申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地が 0.7ha となっております。

整理番号 4 番 運天原の 2 筆、面積計 863 m<sup>2</sup>。転用目的バーベキュー施設。所有権移転の申請となっております。こちらは事業計画変更 9 番、10 番案件と同時申請となっております。当初、譲受人による民泊兼住宅の申請でしたが計画困難になり譲受人への事業計画変更となります。農地区分は第 2 種農地、一団の農地が 0.1ha となっております。

事務局

整理番号 5 番 二見の 1 筆、面積 414 m<sup>2</sup>。転用目的駐車場。賃貸借の申請となっております。こちらは二見区が利用する区の駐車場となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地が 0.1ha となっております。

整理番号 6 番 安部の 3 筆、面積計 654 m<sup>2</sup>。転用目的保養所。所有権移転の申請となっております。こちらは事業計画変更 7 番、8 番案件と同時申請となります。

当初、譲渡人による計画で 1 筆保養所、2 筆宿泊施設での申請でしたが譲受人による引継ぎで全筆保養所としての申請となります。農地区分は第 2 種農地、一団の農地が 0.4ha となっております。

整理番号 7 番 天仁屋の 2 筆、面積計 70.41 m<sup>2</sup>。転用目的営農型発電設備。使用貸借での申請となっております。農地法第 3 条でもご説明致しましたが、こちらは太陽光パネル支柱部分の転用の申請となっております。一時転用の申請となりますので 3 年毎の申請となります。当初の社名とは異なりますが会社自体は変わらないとの事です。農地区分が農振農用地区域内となりますので 8 月の常設案件となります。

整理番号 8 番 大北の 3 筆、面積計 102.52 m<sup>2</sup>。転用目的共同住宅。所有権移転の申請となっております。事業計画変更 11 番、12 番と同時申請となります。

当初、譲渡人による貸駐車場の進入路として許可が下りていましたが、譲受

人へ引継ぎでの申請となっております。整理番号 9 番と一体利用での申請となっております。こちらは共同住宅の進入路部分の申請となっております。農地区分は第 3 種農地、第 1 種中高層住居専用地域となっております。

整理番号 9 番 大北の 4 筆、面積計 587 m<sup>2</sup>。転用目的共同住宅。所有権移転の申請となっております。こちらは 8 番同様、当初貸駐車場での申請でしたが譲受人が引継ぎ、共同住宅の住居部分の申請となっております。農地区分等は 8 番申請と同様となります。

整理番号 10 番 許田の 1 筆、面積 145 m<sup>2</sup>。転用目的資材置き場。所有権移転の申請となっております。こちらは譲受人が所有する工場の隣接地となります。農地区分は第 2 種農地、一団の農地が 0.1ha となっております。

事務局 以上 10 件農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請となります  
議長 議案第 208 号について異議、質疑はございませんか。

委員 よろしいでしょうか。3 番の備考欄に確約書ありと記載されていますが、内  
容説明をお願いします。

事務局 こちらは貸資材置場としての転用となります。譲受人の所有にはなりません  
が、どなたかに貸すという確約がなければ申請が通らないため確約書が必要  
になります。

委員 ありがとうございます。

議長 他に異議、質疑はございませんか。

委員 なし

議長 ないようなので議案第 208 号農地法第 5 条 1 項の規定による許可申請につ  
いて 1 番～10 番を可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

議長 次に進みます。議案第 209 号農用地利用集積計画の意見決定について説明  
をお願いします。

(議案第 209 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 5 年 7 月 24 日付、名護市長より農業委員会会長宛てに「農用地利  
用集積計画の決定について (依頼)」がございます。今回利用権設定者  
が譲渡人 7 名、譲受人 7 名。設定筆数 9 筆、面積計 15.859 m<sup>2</sup>。内 賃  
借権 3 筆、使用貸借権 5 筆、所有権移転 1 筆となっております。詳細に  
つきましては担当より説明がございます。よろしくをお願いします。

農地係 整理番号 1 番 2 番 4 年間の賃借権、予定作物サトウキビ。新規 73 歳。  
従事予定者 1 名、従事日数 200 日。

整理番号 3 番 地目原野、現況畑。5 年間の使用貸借権、予定作物バナ  
ナ・マンゴー・ミカン。こちらは再設定となります。73 歳。予定従事者



農地係 1名、従事日数 200日。  
整理番号 4番 5年間の賃借権、予定作物水稲。56歳新規。従事予定者 2名、従事日数 250日。

整理番号 5番 1年間の使用貸借権、予定作物バナナ。73歳新規。従事予定者 2名、従事日数 250日。所有権移転予定となっております。

整理番号 6番 7番 1年間の使用貸借権、予定作物パイン・マンゴー。42歳新規。従事予定者 1名、従事日数 250日。所有権移転予定となっております。

整理番号 8番 5年間の使用貸借権、予定作物ウコン。こちらは再設定となります。68歳。従事予定者 1名、従事日数 150日。

整理番号 9番 利用権の使用貸借権から所有権移転。予定作物サトウキビ。49歳。従事予定者 1名、従事日数 200日。

以上です。

議長 議案第 209号農用地利用集積計画の意見決定について異議、質疑はございませんか？

委員 3番の説明をもう一度お願いします。3番は山の上になると思いますが予定作物がマンゴーやミカン、バナナとなっていますが、耕作は可能でしょうか？5年間の設定は譲受人からの申し出になりますか？

農地係 山の上になっておりますが再設定となっております、前 5年間利用権設定されており前回も同作物の栽培がおこなわれております。

委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 他に異議、質疑はございませんか。

議長 ないようなので議案第 209号農用地利用集積計画の意見決定について可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第 210 号 非農地証明願について)

議長 次の議題へ移ります。議案第 210 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 210 号非農地証明願について。  
案件は今月 7 件ございます。担当調査員より説明お願い致します。

調査員 議案第 210 号非農地証明願について。  
整理番号 1 番 源河の 1 筆。農振農用内、面積 4,942 m<sup>2</sup>。当該申請地は山林・原野化には至っておらず、農地としての利用は困難であるとはいえない。よって証明不可と判断する。

整理番号 2 番 為又の 8 筆。農振農用外、面積計 2,082 m<sup>2</sup>。当該申請地は 20 年以上農地としての利用もなく山林化しており、農地としての活用は困難であるため証明相当と判断する。

整理番号 3 番 源河の 1 筆。農振農用外、面積 697 m<sup>2</sup>。当該申請地は 30 年以上農地としての利用はなく、山林化している。農地としての利用は困難であるため証明相当と判断する。

整理番号 4 番 伊差川の 1 筆。農振農用外、面積 1,669 m<sup>2</sup>。当該申請地は現状山林・原野化しているとはいえ、農地としての利用が困難であるとはいえないため証明不可と判断する。

整理番号 5 番 宇茂佐の 1 筆。農振農用外、面積 269 m<sup>2</sup>。当該申請地は傾斜地で 40 年以上耕作されておらず山林化しており、農地としての利用は困難であり証明相当と判断する。

整理番号 6 番大北の 2 筆。農振外、面積計 229 m<sup>2</sup>。当該申請地は住宅地への進入路として利用されている。農地としての利用は困難であり証明相当と判断する。

整理番号 7 番 田井等の 1 筆。農振農用内、面積 30 m<sup>2</sup>。当該申請地は 50 年以上墓地として利用されており、農地としての利用は困難であるため証明相当と判断する。

- 調査員 以上 7 件非農地証明願についての申請となります。
- 議長 議案第 210 号非農地証明願について異議、質疑はございませんか。
- 事務局 整理番号 1 番の案件ですが 6 月総会での保留案件です。  
6 月総会時、木に囲まれ進入出来ないと説明致しましたが、総会後に再度現地調査を行いましたところ、農地の端の方に進入路があることが確認でき、中に入り現地を撮影した写真をご覧の通り、現状、原野化・山林化しているとはいえ、最近まで耕作されていたような形跡も見受けられました。以上報告になります。
- 議長 他にございませんか？
- 委員 なし
- 議長 他にないようなので、議案第 210 号非農地証明願について 1 番源河の 1 筆と 4 番伊差川の 1 筆は証明不可とし、2 番・3 番・5 番・6 番・7 番については可決してもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし

## 報 告

- 議長 農地法第 4 条許可申請取消し願いについて事務局より報告をお願いします。
- 事務局 農地法第 4 条許可申請取消し願いについて。説明致します。大北 4 筆、面積計 587 m<sup>2</sup>。当初、貸駐車場にて許可が下りていましたが、購入希望者が現れ土地を売買することになったため、取消し願いが出ております。  
以上、報告を終わります。

## 報 告

- 事務局 続きまして農用地利用促進計画案に関する意見について担当者より報告をお願いします。

農地係

農用地利用促進計画案に関する意見についてご報告させていただきます。

整理番号 1 番 振慶名の 3 筆、面積計 5,277 m<sup>2</sup>。所有者から沖縄県農業振興公社へ沖縄県農業振興公社から権利設定者へ、それぞれ 5 年間の農地中間管理権の賃貸借権。予定作物野菜。法人で 250 日従事予定です。

整理番号 2 番 振慶名の 2 筆、面積計 3,020 m<sup>2</sup>。所有者さんから沖縄県農業振興公社へ沖縄県農業振興公社から権利設定者へ。5 年間の農地中間管理権の賃貸借権。予定作物はキュウリ、従事予定者 2 名、従事日数 250 日となっております。

報告は以上となります。

(閉 会)

議長

以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。これをもちまして、第 35 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会

議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 仲村 正司 印

署名委員 宮城 政喜 印